

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成 24 年 4 月 11 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008 ～ 2011

課題番号：20580236

研究課題名（和文）中国農村における制度システムの人治から法治への移行—法と経済学の視点から—

研究課題名（英文）Transition from human governance to law governance in institutions of rural China: from the viewpoints of economics and law

研究代表者

浅見 淳之（ASAMI ATSUYUKI）

京都大学農学研究科・准教授

研究者番号：60184157

研究成果の概要（和文）：

中国農村の、特に農地制度システムを「法と経済学」の観点から分析し、以下の知見を得た。

(1) 経営請負権は、農家の投資インセンティブを引き出すように残余請求権を拡大する方向で設計されてきている。(2) 農地収用権の部分補償は、経営請負権の権利確立を保証し、同時に農民の過剰投資と地方政府の過剰収用を抑制している。(3) 湖南省の調査に基づき、農民の土地所有権意識が確立しており、流動化をもたらしていることが確認された。(4) しかしながら、農地制度では法治だけでなく依然として人治も重要な役割を果たしていた。

研究成果の概要（英文）：

Institutions of rural China, especially farmland tenure system are analyzed from the viewpoints of economics and law, and the following results are obtained. (1) The contracted management right has been revised to encourage farmers to invest more, by expanding the scope of residual claims. (2) Partial compensation under eminent domain certifies the entitlement of the contracted management right. This measure restrains excessive investment and expropriation by farmers and the government respectively. (3) In the case of the Hunan province, the farmers perceived the establishment of land property rights to be a precursor to the liquidation of their farmland. (4) However, not only law governance but also human governance play important roles in land tenure system.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	1,000,000	300,000	1,300,000
2009 年度	900,000	270,000	1,170,000
2010 年度	900,000	270,000	1,170,000
2011 年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
総計	3,600,000	1,080,000	4,680,000

研究分野：農学

科研費の分科・細目：農業経済学・農業経済学

キーワード：農地 経営請負権 所有権 収用権 法と経済学 人治 法治

1. 研究開始当初の背景

中国都市部の爆発的な工業発展の一方で、農村部との貧富の格差は悪化する一方で、農村

経済の不安定さが世界への新たなチャイナ・リスクになることが懸念されている。農村経済の安定化問題を解明するためには、経

済を支える市場システムを運営する制度システム（ルール、文化）の観点から取り組まなければならない。それは中国農村の市場システムが、「人治」と「法治」という対立的な制度システムの上に運営されているからである。

改革開放によって、市場原理がもたらされたことによって、中国農村は豊かになったとされている。確かに市場原理に基づく個々のインセンティブによって、食糧増産や所得の向上がもたらされてきた。しかし実際に中国農村に持ち込まれたのは先富論に裏打ちされた競争だけであって、見えざる手によって需給が調整される市場原理ではなかった。市場原理が完璧に動くためには、それを支える司法制度が必要である。完備された法律による取引の執行が保障される、フォーマルな「法治」が必要なのである。しかし現実には「法治」は不完備であり、実際の取引を支えているのは、人格的關係に支えられたインフォーマルな「人治」であるといわれていた。しかしこれまでの臨地調査によって、中国農村でも、人治が用いられながらも、ここ10年の間に急速に法律、行政通知、法に基づく制度が整備されている状況が確認された。

2. 研究の目的

「人治」に支えられた取引の範囲を超えて、農村経済が安定的に発展していくために「法治」社会への転換が図られているのである。具体的には、一般的な物権法、契約法の施行のもとで、特に農村では、土地管理法、土地請負法、農業法が整備され、農村制度の安定化のための様々な通知が国務院や農業部から出され、一方で地方政府ごとにそれぞれの経済状況に合わせた「法治」制度が次々に実現されてきている。法治化の過程で、中国農村は次の問題にぶつかっている。①法体系自体が不完備である。②法体系があっても、その執行が非効率的である。③「法治」の実現のために、依然として「人治」が補完的に用いられ、地域間での「人治」のあり方を反映して、普遍的な「法治」が地域間で異なった形で実行されている。④さらには、地域間の経済条件の違いを反映して、地域ごとに全く異なる「法治」がデザインされている。これらの問題を解決するために、「法と経済学」の枠組みにおいて「法治」を分析することによって、「人治」から「法治」への移行過程を明確にする。

3. 研究の方法

(1) 関連法規の文献的研究；「合同法」（契約法）、「土地管理法」、「農業法」、「農村土地承包法」（農地請負法）、ならびに国務院、省庁の関係する通知、ならびにその解説書を収集し、「法と経済学」の立場から解釈し、

法が実行される場合の効率性と公正性、ならび法規としての完備性の評価を行った。

(2) 関連法規の運用に関する現地調査；法規は、それぞれの地方の経済状況、社会状況に合わせて、異なった制度の形で運用されている。山東省と湖南省の村レベルで実際の法規の運用のされ方、人治の補完性、紛争になった点を、実態調査で明らかにした。農家への調査票を用いた聞き取り調査によって、各省で3村を選び、農家の権利、法治に関する意識に関するデータを収集した。

(3) ミクロデータによる数量的分析；農地の請負契約、賃貸、譲渡、転用、と農家経済に関する調査結果を用いて計量経済学的に法律が効率的に設計されているのかどうかを検証した。

4. 研究成果

中国農村では、労働流出に伴う構造問題に対応して農地の流動化が喫緊の課題となっている。中国の農地は請負権として設定されており、流動化されるのはこの権利である。取引（流動化）される権利はコントロールできる十分な範囲が画定された財産権として確立していなければならないが、請負権は財産権となっているのであろうか。

1980年代に農地は、所有は村（集団）にあるまま農業経営を請負う権利として農民に配分された。請負の権能は、農村土地請負法、物権法などに基づくが、上部機関の判断で運用のされ方が異なり、どこまでが農民に付与された権利であるのか画定が不確定なままである。その意味で①財産権としてのあいまいさがある。しかし同時に請負権は、農民の権益を守り、移転できる用益物権としての属性を強め、私有権に近づく方向で財産権として確立してきている。さらに、農地の処分は国有地としての収用を通してのみでき、法律で公益のためには地方政府が農地を収用できるとされる。しかし農民からの発言権はなく、過度の収用が進んでいることが問題となっている。一方で損失補償することが定められ、土地補償、生活安定補償、地上物件補償、立毛補償が規定されている。しかし市場価格ではなく収用前の生産額を基準に算出されて、その額の低さが失地農民を生み出している。したがって②地方政府の強大な収用権が認められるが、1980年代には就業補償しかされていなかったことに比べると、金銭補償がなされている点に注目したい。収用において、低額ではあっても部分的に補償がなされるという意味で権原が認められており、やはり私有権に近づく方向で財産権として確立してきている。

請負権に対しては、これまでは法学からの検討が主であった¹⁾。しかし農地流動化は経済事象であり、財産権の画定に制御された農民

の経済行動には、経済学からの検討が必要である。法制度の経済分析は、「法と経済学」として扱われており、本稿でもこの観点から請負権を分析する。まず経済学からは土地所有権の確立を説明したことが、この領域での出発点である。土地が共同所有の場合、外部性を顧みない土地利用者の過剰利用を防ぐために、外部性を内部化しようと土地の所有権が確立されるとされる。さらに、過剰利用を防ごうと固定分配にすると逆に過小努力投入となってしまうので、限界生産性に基づく分配をもたらすために所有権が確立するとされる。これはまさに共同所有の人民公社制から、適正努力投入をもたらした請負権の設定を説明している。しかしいずれも、土地利用者間のヨコの関係から財産権の確立を説明している。請負権は、農地の所有者から利用者への請負というタテの関係が特徴的であり、これに注目しなければならない。

中国農民は、農地を耕作して収入を得る権利を得たが、その収入をもとに、農業税、三提五統、さらには「摊派」（上納割当）などの様々な農民負担が課せられた。これは農地利用から実現する総残余収入を村（上部機関）と農民のタテの関係の間で分配していたことに他ならない。農民負担は結果としての総残余収入に対し賦課されるので、これは投資に対しては事後的な分配となっている。

ここで財産権を経済学から整理しておく。財産権とは他人に割当てられる以外のその財産の利用法をコントロールできることであり、「残余コントロール権」と定義できる。同時にコントロールの結果生み出される収入に対し、他人へ割当てられた支払いを除いた残余収入を請求できる「残余請求権」としても定義できる。しかしコントロールに対し一部の残余報酬しか請求できないならば、投入は非効率となってしまう。残余コントロール権と残余請求権が一致するデザインにおいて、コントロールできる範囲が画定され、取引の対象となることを財産権の確立とする。この点から請負権の村から農民への割当を検討する。請負農地のコントロールとは、農地に特定の機械、施設、果樹などの投資 c を行い、特定的に利用することである。投資によって農地から追加的に生み出される総残余収入を R （一定）とする ($R > c$)。 R のうち、事後的に村に農民負担部分 y が上納され、残り x を農民が収入として受け取る。投資 c はサンクしているため、上納がなされる事後には考慮されない。農民負担分が村と農民の同等な立場での交渉で決まるとすると、 x は協力ゲームでの Nash 解として以下のように決定される。

$$\begin{aligned} \text{Max } & x * y \\ \text{s. t. } & x + y = R \end{aligned}$$

つまり、 $y = x$ と $x + y = R$ の交点に対応し

て、農民の収入 x は $(1/2) R$ となり、総収入は折半される。完全な私有権の場合は R となる。ある特定のな利用において、投資が残余収入よりも大きい場合を考えよう ($(1/2) R < c$)。全体としての総残余収入 R に対し、 $R > c$ であるからこの利用法は望ましい。しかし農家にとっては $(1/2) R < c$ であるからこの利用はしないことになる。コントロールに対し一部の残余報酬しか請求できないため、ホールドアップ問題が起り、非効率な財産権の画定となっている。

しかし現実には中国政府は農民の不平等性を解消するために、農民負担の大幅な改善が行われ、三提五統、農業税は廃止された。農民は「摊派」が求められることもあるが、その負担は大幅に減少した。これは、農民負担部分を少なく農民への割当 α が大きくなるように交渉がなされることであり、その割当を $1/2 < \alpha < 1$ とすると、 x は以下のように決定される。

$$\text{Max } x^\alpha * y^{(1-\alpha)}$$

$$\text{s. t. } x + y = R$$

つまり、 $y = ((1-\alpha) / \alpha) * x$ と、 $x + y = R$ の交点に対応して、農民の収入 x は αR となる。 $\alpha R > (1/2) R$ であるから、 $(1/2) R < c$ であっても農地へこの利用法をとる可能性がでてくる。コントロールに対しさらなる残余収入を請求できるため、ホールドアップ問題が解決できる。農民への残余収入の割当を増やす財産権の画定は、公正さの解決というだけでなく効率性の改善ももたらし、より多くの農地の利用法を可能にする。

さらに中国政府は、共産党大会の決定で流動化を推し進めようとしており、そのために有償の原則で請負権の移転権を確保するようになった。これは、農民が請負権の有償移転によって得られる期待収入が交渉での外部機会となって、農民への割当がさらに大きくなることを示す。つまり農民は、移転によって請負権賃貸からの収入が得られるのであるから、その部分が最低限保障されることになり交渉の出発点となる。 d を有償移転による収入とすると、 x は以下のように決定される。

$$\text{Max } (x - d)^\alpha * y^{(1-\alpha)}$$

$$\text{s. t. } x + y = R$$

つまり、 $y = ((1-\alpha) / \alpha) * (x - d)$ と、 $x + y = R$ の交点に対応して、農民の収入 x は $\alpha R + (1-\alpha) d$ となる。 $\alpha R + (1-\alpha) d > \alpha R > (1/2) R$ であるから、 $(1/2) R < c$ であっても、農地へこの利用法をとろうとする。

以上のようにタテの関係においては、農民が農地に対してより強いコントロールができるように、それに応じた残余収入を請求できるように権利の画定がなされてきた。つまり農民がコントロールできる範囲が増し、私有権に近づきながら、財産権が確立されてき

ているのである。その結果、請負権取つまり流動化が進む可能性が出てきたと言える。地方政府の強大な収用権のもと、農民と地方政府のタテの関係において請負権の収用が行われている。財産に権原があれば、収用は合意がなくても賠償で保護することで権原を手に入れる賠償責任ルールに基づいて行われ、中国でも、現在は金銭補償がなされる賠償責任ルールになっている。請負権への損失補償がなされるといことはその権原が認められ、私有権に近づく方向で請負権が財産権として確立されてきていることを意味する。小額の部分補償がなされるように権利が画定されているが、実は完全補償は投資効率上好ましくない。農家の一定の請負地への特定の投資を e 、これによって生み出される生産価値を $v(e)$ とする ($v' > 0, v'' < 0$)。請負地のうち、 P の確率で収用されないとする ($0 \leq P \leq 1$) と、収用によって、 $(1-P)v(e)$ が農家にとって失われると予想される。それに応じて収用に基づく公益 B が提供されるがこれは農家の投資 e とは無関係である。私的利用の方が公的利用より価値を生み出すので $v(e) > B$ とする。また収用される $(1-P)v(e)$ のうち、 β ($0 \leq \beta \leq 1$) の割合で損失補償がなされるとする。農家と地方政府全体では、収用されない請負地からの農家の生産価値 $Pv(e)$ 、公益 B と、支出される農家の投資から、全体価値は

$$Pv(e) + (1-P)B - e$$

となる。全体にとっての農家の効率的な投資は e に関する最大化であり、

$$Pv'(e) = 1$$

となる。農家にとって公益は直接の利益ではなく、損失補償のみに関心があるので、

$$Pv(e) + \beta(1-P)v(e) - e$$

を最大化する。個人に合理的な投資は

$$(P + \beta(1-P))v'(e) = 1$$

となる。限界費用 1 に対し、完全補償 ($\beta = 1$) では $v'(e) = 1$ となり、全体効率に対し過剰投資となる。無補償 ($\beta = 0$) において、全体効率に合致する。これは農家が、不必要な投資であっても完全に補償してもらえるので、過剰に投資してしまう「モラルハザード」を意味する。完全補償でなく無補償が効率的となるが、補償では地方政府が過剰な収用を行う「政府の財政的錯覚」を引き起こすため、部分補償 ($0 < \beta < 1$) で投資が決定される。これを次に説明する。

農民の収用への抵抗努力を g とし、これを懐柔する地方政府の支出を $a * g$ ($a > 0$) とする。抵抗により収用されない確率が増えるので、 $P(g)' > 0, P'' < 0$ とする。農家と地方政府全体では、

$$(P(g)v(e) + (1-P(g))B$$

$$- e - g - a * g$$

が全体価値となる。全体としてこれが最大

になるまで農民の抵抗 g を許容するのが望ましく、それは

$$(v(e) - B)P'(g) = 1 + a$$

で決まる。地方政府にとっては公益が目的である。収用に際しては $v(e)$ への損失補償と抵抗への懐柔支出を差し引かなければならない。収用できない場合は別途村の機動地などを没収しなければならないが、村が土地を所有しているので、公益の財産価値 B に対する β 割合の部分補償が村へ支払われるとする。政府は次式を最大化する。

$$(1-P(g))B - \beta(1-P(g))v(e)$$

$$- a * g + P(g)(1-\beta)B$$

合理的な抵抗への許容は

$$\beta(v(e) - B)P'(g) = a$$

となる完全補償 ($\beta = 1$) では $(v(e) - B)P'(g) = a$ であり、全体効率に比べ過度に農民の抵抗 g を許容してしまう。無補償 ($\beta = 0$) であると、請負権には権原がないことになり農民は抵抗をすることができず、政府の懐柔支出もゼロとなる。それゆえ、財政上は正しいと錯覚して過剰な収用をしてしまう。したがって部分補償 ($0 < \beta < 1$) が望ましいが、 β は全体効率と等しくなる β^* が最も効率的となる。しかし実際には β が小さい部分補償であり、地方政府が過剰に収用をしている。これは、公正の問題とともに、効率においても最適ではないことを表している。しかし部分補償は、無補償よりは効率的であり、同時に収用に対しても価値が保障されており、請負権は財産権として確立していることを意味する。ただし損失補償は市場価格を基準としていないので、キャピタルゲインを追求する財産としての価値はない。

以上請負権が、効率性を追求する方向で、私有権に近づく方向で財産権として確立してきたことを示した。それでは、実際にこのような財産権の確立は農地流動化の前提となっているのだろうか。これを湖南省・長沙市周辺での稲作農民への、農地に関する面接調査に基づき実証した。幹線道路が繋がって就業機会に恵まれた A 村、交通の便の悪い中山間地の B 村、都市化が進む C 村にて、それぞれ 60 戸 (総農家 225 戸)、57 戸 (同 191 戸)、49 戸 (同 650 戸) を調査した。貸出面積/総面積で、それぞれ 23%、11%、11% が流動化している。各農家に、農地流動化への意向と、流動化での取引費用問題、そして財産権としての農地の認識に関する設問に対し、そう思わないから、強くそう思うまで、1 から 4 の 4 段階の点数をつけて評価してもらった。4 に近いほど、その設問に同意する程度が強いことを表す。

農地を財産権として認識している程度は、2.5 点を基準に見ることができる。C 村ではこれはやや低い、家屋に比べてもその認識は強い。一方で政府からの制約を受けるとも

やや思っており、希薄化された財産権として認識されている。その内容については YES/NO で答えてもらい、表では YES の%を示している。農民の60%以上が契約30年後でも返却をしなくてもよいと理解しており、請負権は永続的な物件と認識されている。耕作の自由はほぼ100%で認識されており、利用権、収益権は理解されている。無料での貸借ができるは100%近くであり、賃貸ができるはA村、B村では50%近く、C村では70%あり、用益物権としてもかなり認識されている。ただし10~20%は請負権が担保となると認識しており、担保物件としては認識に混乱があった。また収用に関しては、全額ではなくても部分補償がなされるとほぼ認識されている。以上のことから、部分的ではあるが、請負権が財産権として農民に理解されていることがわかる。

このことを受けて、被説明変数として、農地の貸借の難しさへの評価をとり、説明変数として、流動化に影響を与える取引費用に関する評価、財産権としての認識への評価、部分補償での収用への評価をとって、財産権としての認識と流動化の相関を検証した。説明変数はすべて外性であるとする。評価点数は4段階であるため、カテゴリカル回帰を用いている。B村は中山間地で、需要のある優良農地はすでに流動化して個人レベルではこれ以上進まないため、村委員会が流動化を推進した場合の、村全体での流動化の難しさへの評価を被説明変数とした。取引費用が高いほど流動化が難しいと判断するので、正が予想される。財産権としての認識が強いほど流動化が難しくないと考えるので、負が予想される。また政府による管理が強いと財産権は希薄化すると認識されるので、正が予想される。収用における財産権としての認識は、土地が部分補償される財産権として認識されるのであれば、流動化は難しくないと考えるので、負が予想される。

結果は、取引費用に関しては、C村の返却の心配が負であったが有意ではなく、そのほかは有意に正が確認され、確かに取引費用が流動化の難しさをもたらしていることが実証された。財産権としての認識に関しては正がほぼ有意に確認される。政府の管理に関しては、B村以外は正が有意に確認された。B村は中山間地で、流動化にはむしろ政府の管理が必要と考えた可能性がある。部分補償に関しては、A村は正であったが有意でなく、他2村は有意に負であった。以上のように予測とほぼ合致し、財産権として請負権が認識されていることは、流動化の前提として取引に組み込まれていることが実証された。

以上の成果に加え、さらに中国農村において代耕による農地流動化に、社会的要因であ

る「関係」がいかに組み込まれているのかを、湖南省の事例において説明した。まず、稲作においては規模の経済がまだ実現できず、農地流動化への経済的要因が形成されていないことを確認した。しかしそれにもかかわらず、個人レベルで流動化が進んできた原因を、社会的要因に求めた。社会的要因とは、「関係」を資本として蓄積または削り取ることに對する効用または非効用である。この「関係資本」は、増加する場合と減少する場合では効用・非効用に与える影響が異なり、人情性関係と道具性関係ではその順序も異なると考えて、ツキアイに対してキंकした効用関数を考案した。この枠組みに従って、湖南省都市近郊農村の農家への面接調査によるデータをもとに、借入れにおいては人情性関係資本が増加するのに対し、貸出しにおいて人情性関係資本が減少する場合には貸し出すことを控えてしまうこと、また都市化が急速に進む地域では貸出しに際して道具性関係資本を増やそうとすることを定量的に実証した。「代耕」による農地流動化には、経済的要因よりむしろ、これまでの研究では無視されてきた社会的要因が深く組み込まれていることが実証された。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕 (計3件)

① 浅見淳之「中国・湖南省で農地流動化は進んでいるのか -伝統社会を生かした農村建設-」『生物資源経済研究』No. 17、197-206頁、2012年

② 李妍蓉・浅見淳之「中国農村での「代耕」による農地流動化の社会的要因 -湖南省都市近郊農村を事例に-」『中国経済研究』第9巻第1号、23-32頁、2012年

③ 浅見淳之「中国における農地の財産権への「法と経済学」からの接近」『農林業問題研究』第47巻第4号(掲載決定)、2012年

〔学会発表〕 (計1件)

① 浅見淳之「中国における農地の財産権への「法と経済学」からの接近」、2011年度地域農林経済学会個別報告、2011年10月23日、愛媛大学

〔図書〕 (計1件)

① 浅見淳之「中国農村における制度システムの人治から法治への移行 -法と経済学の視点から-」(平成20年度~23年度科研成果報告書(基盤研究(C)、浅見淳之代表))、1-240頁、2012年3月

6. 研究組織

(1) 研究代表者

浅見 淳之 (ASAMI ATSUYUKI)
京都大学・農学研究科・准教授
研究者番号：60184157

(2) 研究分担者

()

研究者番号：

(3) 連携研究者

()

研究者番号：